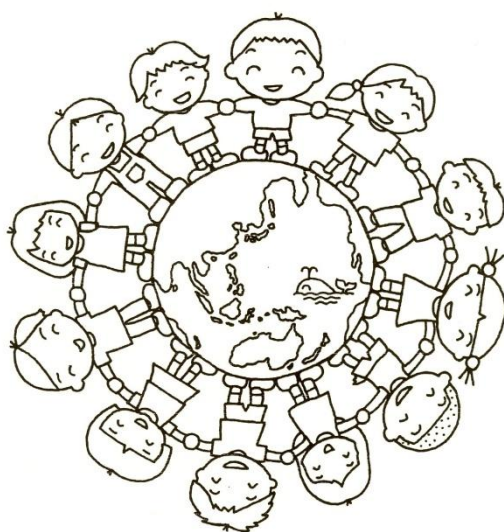


大阪府堺留学生会館オリオン寮 (Orion International House)

入 居 案 内

GENERAL INFORMATION, RULES AND REGULATIONS

2026 年



公益財団法人 大阪府国際交流財団
OSAKA FOUNDATION OF INTERNATIONAL EXCHANGE

目 次

I	大阪府堺留学生会館オリオン寮の概要	3
1	目的	
2	名称及び所在地	
3	施設及び設備	
II	入退去の許可、諸手続き並びに居室使用料、諸経費について	4
1	入居資格	
2	入居の申込み	
3	入居の許可	
4	入居の手続	
5	入居許可の取消	
6	居室の指定	
7	入居期間	
8	入居者が負担しなければならない経費	
9	退去の手続	
10	退去処分	
11	損害賠償	

Ⅲ 入居者への注意事項 7

- 1 オリオン寮内でのマナー
- 2 オリオン寮への入館
- 3 居室内の設備・備品等の使用の手引
- 4 居室内の施設・設備の検査
- 5 共同施設利用の手引
- 6 損害賠償
- 7 保健衛生
- 8 石油ストーブ等の使用禁止
- 9 自動車・単車（ミニバイクを除く）の所有禁止
- 10 外泊・旅行等
- 11 面会
- 12 来訪者の宿泊禁止
- 13 男女別階の立ち入り禁止
- 14 掲示物
- 15 管理人の指示等
- 16 入居者への公示及び連絡
- 17 「大阪府堺留学生会館オリオン寮入居案内」について

Ⅳ 大阪府堺留学生会館オリオン寮管理要領 11

Ⅴ 大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム運営要領 15

I 大阪府堺留学生会館オリオン寮の概要

1 目的

大阪府堺留学生会館オリオン寮（以下「オリオン寮」という。）は、外国人の受入れ促進活動環境の整備の一環として、大阪府内の大学院、大学、短期大学・高等専門学校・専修学校及び独立行政法人日本学生支援機構大阪日本語教育センター（以下「大学等」という。）に在学する外国人留学生へ低廉で良質な住居を提供するとともに、地域における国際交流の促進に寄与することを目的として、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「この法人」という。）が運営しています。

2 名称及び所在地

名 称：大阪府堺留学生会館オリオン寮

英文名「ORION INTERNATIONAL HOUSE」

所在地：堺市北区東上野芝町2丁226番

※オリオン寮は、JR 阪和線「上野芝駅」から北東へ約 400 メートル

3 施設及び設備

オリオン寮は、約 1,985 m²の敷地に鉄筋コンクリート 5 階建て（一部 3 階建て）、建築延べ床面積約 2,867 m²（自転車置場 87 m²を除く）の建物で、1 階は管理施設・共用施設からなり、2 階～5 階までが住居施設となっています。

(1) 居住施設（各居室の面積約 17 m²）

女性用居室 3 階、5 階 ※ただし 2025 年 9 月 1 日から一時的に 5 階を男女混合階に変更します

男性用居室 2 階

男女混合階 4 階、5 階 ※ただし 2025 年 9 月 1 日から一時的に 5 階を男女混合階に変更します

合計 85 室

(2) 事務室及び共用施設

① 事務室

1 階に事務室があります。事務室では、管理人が入居・退去時の手続き、施設設備の管理、居室使用料の徴収などオリオン寮管理に関する事務を行います。

② 共用施設

エントランスホール、談話室、集会室、自炊室、自転車置場等があります。

③ 設備

各室には、浴室（浴槽・シャワー・トイレ・洗面台）、エアコン、ベッド、机、椅子、本棚、電気スタンド、冷蔵庫等が備えつけてあります。

Ⅱ 入退去の許可、諸手続き及び居室使用料、諸経費について

1 入居資格

オリオン寮に入居できる者は、大阪府内の大学等に在籍する単身の外国人留学生で、就学状況及び生活態度が良好であり、かつ居住場所の確保が困難な者で、在籍する大学等の長が推薦するものに限ります。

2 入居の申込み

オリオン寮に入居を希望する留学生は、所定の入居許可申請書を各学校に提出してください。各学校は申請書類を取りまとめのうえ、所定の推薦書により指定の期日までにこの法人の理事長に提出してください。

3 入居の許可

入居の許可は、この法人が選考のうえ行います。

なお、入居を許可した時は、各学校に結果を通知するとともに、本人には各学校を通じて入居許可書を交付します。

4 入居の手続

(1) 入居

入居を許可された場合は、入居許可期間の初日から10日以内に入居してください。入居に当たっては、本人が入居許可書を管理人に提示して、管理人の指示に従って定められた居室に入居してください。

入居の際、入居者は、入居届、誓約書を管理人に提出してください。

(2) 鍵の受渡

居室の鍵は、入居の際お渡しします。

鍵は、退去の日まで入居者が責任をもって保管してください。鍵を紛失したときは直ちに管理人に届け出てください。この場合、鍵を取り替えますのでその実費を負担していただきます。また、勝手に同型の鍵を作ったり、他人に貸したりしてはいけません。

5 入居許可の取消

入居の許可を受けた者が、所定の期間内に入居手続きを行わないとき又は提出書類に虚偽の内容を記載した事実が判明したときは、入居の許可を取り消します。

6 居室の指定

入居者の居室は、この法人の事務局が指定します。指定された居室は、許可を受けなくて勝手に他の居室と交換してはいけません。

7 入居期間

オリオン寮の入居期間は、原則として2年以内です。

ただし、オリオン寮の入居状況等を勘案して、最大6年間まで延長することができます。

8 入居者が負担しなければならない経費

入居に伴い入居者が負担しなければならない経費は、①居室使用料、②各居室内及び居室階の水道及びガス使用料金、③各居室内の電気及びインターネット回線（光回線）の利用料金、④ゲストルームの使用料金、⑤その他粗大ゴミの処分に必要な費用などです。

① 居室使用料

居室使用料は、1か月36,000円です。

居室使用料には、居室内及び居室階に係る水道使用料金並びに居室階に係るガス使用料金、各居室内並びに1階共用部に係るWi-Fi使用料金を含みます。

この法人が発行する請求書に基づき、各自が所定額を指定の期日までに支払ってください。居室使用料は、オリオン寮に入居した月から退去する月まで納入することとなっています。月の途中において入居した場合は、その月の居室使用料を減額することがあります。月の途中において退去した場合は、その月の居室使用料の額は、退去日に応じて減額することがあります。

また、一度支払われた居室使用料は、いかなる場合でも返戻しません。

なお、居室使用料は、将来著しい物価変動や公租公課の変動等があった場合には、金額が改定されることがあります。

② 保証金

入居を許可された者は、入居後最初に納付する居室使用料に、保証金として、さらに1か月分の居室使用料を加算して納付しなければなりません。

③ ゲストルームの使用料金

入居者は、「大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム運営要領」に基づく使用手続きを行って、その親族にゲストルームを使用させることができます。

この場合、入居者は、ゲストルーム使用前（ゲストルームの入室時）に1名1泊につき3,000円を管理人に支払わなければなりません。

④ その他

粗大ゴミの処分に当たっては、法律や堺市の条例等に基づく費用が必要になります。

処分の方法や費用の負担については、管理人に尋ねてください。

9 退去の手續

退去しようとする者は、原則として退去日の1か月前までに退去届を管理人に提出してください。なお、所定の期日までに退去届が提出されない時は、実際の退去日に関わらず、翌月の居室使用料の全額又は一部を徴収することがあります。

また、正当な理由なく、退去日の1か月前までに退去届を提出しなかった場合は、その月の居室使用料の額は退去日に応じて減額されません。

退去するときには、その月の居室使用料に8②の保証金の全部または一部を充当します。さらにまだ納付していない居室使用料、またはなさない賠償があるときにも、保証金を充当します。

保証金を充当しても、まだ納付していない居室使用料や、なさない賠償があるときは請求します。
保証金が残る場合は返金します。また、居室の点検を受け、鍵を返してから退去してください。

10 退去処分

入居者が、次のいずれかに該当するときは、退去を命じます。

- (1) 入居資格を失ったとき
- (2) 2か月以上居室使用料を滞納したとき
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為をする等、集団生活に適さないと認められるとき
- (4) 管理運営上、著しく支障があると認められるとき
- (5) 犯罪等反社会的行為の事実が明らかになったとき
- (6) その他要領に定める義務を履行しないとき

11 損害賠償

故意又は重大な過失により、オリオン寮の施設・設備及び備品を滅失、損傷又は汚損したときは、原状回復に要する経費を負担していただくか又は損害を賠償していただきます。

賠償していただく場合は、入居時に納付した保証金の全部または一部を損害賠償金に充当します。ただし、損害賠償金に不足がある場合は、別途不足分を徴収します。

III 入居者への注意事項

1 オリオン寮内でのマナー

オリオン寮内では、楽器、テレビ、ラジオや放談等の騒がしい音声を出して他の人に迷惑をかけてはいけません。特に、早朝・夜間は注意してください。

なお、オリオン寮内は、禁煙です。

2 オリオン寮への入館

オリオン寮へは、玄関（正面出入口）にある「テンキー」に所定のコード番号を入力の上、各自の鍵で解錠して入館してください。

早朝・夜間の出入りについては、騒音等に十分注意してください。

3 居室内の設備・備品等の使用の手引

居室内には、入居者の皆さんが快適な生活ができるよう種々の設備・備品等を設置しています。

居室内の施設・設備等は、使用上の決まりや管理人の指示に従って使用してください。また、壊したり、汚したりしないよう、ていねいに取り扱い、常に良好な状態を保つよう使用してください。勝手に工作や模様替えをしたり、居室の備付け物品を室外に持ち出したり、バルコニーに物を置いてはいけません。火気の取り扱いには十分注意してください。

なお、退去の際は管理人の点検を受けなければなりません。

(1) ベッド

居室には、ベッドを備えています。

なお、寝具（布団・枕等）は備えていませんので、各自で購入するなどして用意してください。

(2) 机、椅子、物入れ、本棚、電気スタンド

居室には、机、椅子、物入れ、本棚、電気スタンド、冷蔵庫等を設置しています。

(3) エアコン（冷暖房用空調機）

居室には、エアコンを設置しています。

(4) 浴室（浴槽、シャワー、トイレ、洗面台）

居室には、浴室（浴槽、シャワー、トイレ、洗面台）を設置しています。居室への給湯は、居室ごとに設置した電気給湯器で行います。

浴室の使用にあたっては、水を居室内にこぼさないよう注意してください。また、早朝・夜間の利用の際は、騒音を出さないように十分注意してください。

(5) インターネット（光回線、Wi-Fi 有）

インターネットは、光回線及びWi-Fiを利用することができます。

4 居室内の施設・設備の検査

管理人又はこの法人職員が、居室内の施設・設備及び備品の機能等の検査をするために入室する場合がありますので、そのときは立ち会ってください。

火災等非常の場合は、入居者の同意を得ないで居室に入ることがありますのでご了承ください。

5 共用施設等利用の手引

共用施設の利用にあたっては、お互いに他の入居者の迷惑にならないように心がけてください。特に夜間の利用については、注意してください。使用後は、消灯、消火に注意するとともに、特に、エアコンの使用時には節電に努め、必ず最後に利用した人がスイッチを切ってください。

(1) 談話室

談話室は、入居者の親睦、憩いの場です。談話をしたり、テレビを見たりすることができます。来訪者の方との応接もここで行って下さい。

(来訪者との面会は午後 6 時までです)。

(2) 集会室

集会室は、集会、行事等に利用してください。

集会室の利用は午前 10 時から午後 6 時までです。

なお、集会又は行事のために集会室を利用したいときには、事前に管理人に申し出て承認を受けてください。

(3) 自炊室

自炊室は 2 階から 5 階の各階に設置しており、それぞれに流し台、湯沸器、ガスコンロ、食卓、椅子等の設備があります。ここでは、調理と食事をすることができます。お互いに清潔に心がけて常に整理整頓してください。

2 階から 5 階の各階自炊室内に全自動洗濯機と乾燥機が設置しております。使用にあたっては節電、節水を心がけ、使用後は常に清潔にしておいてください。

なお、洗濯物は、各居室のバルコニーに干してください。

(4) 自転車（ミニバイク）置場

敷地内に自転車（ミニバイク）置場を設置しています。各居室 1 台分で自転車置場の中の指定する場所に置いてください。

使用に際しては、管理人に申請し、許可を受け、ステッカーを自転車（ミニバイク）に貼付してください。許可なく駐輪しているものは撤去します。

自転車（ミニバイク）の運転に当たっては交通法規を遵守し事故防止に努めるとともに、早朝・夜間の出し入れや駐輪の時には、大きな音を出さないよう十分注意してください。

(5) ゲストルーム

入居者は、「大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム運営要領」に基づく使用手続きを行って、その親族にゲストルームを使用させることができます。

ゲストルームの使用料は、1 名 1 泊につき 3,000 円です。

6 損害賠償

オリオン寮の施設・設備及び備品を故意又は重大な過失により、滅失、損傷又は汚損した時は、原状回復するか又は損害を賠償していただきます。

7 保健衛生

(1) 清潔・整頓

集会室、自炊室、廊下、階段等共用施設については、清掃専門業者が定期的に清掃するこ

とになっていますが、きれいで快適に過ごせるよう各自が清潔整頓に心がけてください。

(2) 病気・けが

病気やけがをして自分で処置ができないときは、管理人に相談してください。治療に要する経費は各自で負担していただきます。

(3) ゴミ

ゴミは、ゴミ袋に入れて1階中庭のゴミ入れに入れてください。なお、粗大ゴミなどの処分については、法律や堺市の条例等に基づく手続きと費用が必要です。

処分の方法及び費用の負担については、管理人の指示に従ってください。

(4) 動物飼育の禁止

オリオン寮内では、犬、猫、小鳥等の動物を飼ってははいけません。

8 石油ストーブ等の使用禁止

居室で石油ストーブ、石油コンロ、ガスコンロ（カセットコンロ）を使用することは禁止します。

9 自動車・単車（ミニバイクを除く）の所有の禁止

入居者が自動車・単車（ミニバイクを除く）を所有することは認めません。

10 外泊・旅行等

外泊・旅行又は一時帰国するときは、事前に管理人に届け出てください。

11 面会

来訪者との面会は、入館帳に記入し談話室で行ってください。居室での面会はできません。

1階以外に寮生以外の者が立ち入ることは禁止しています。急病等、やむを得ない場合には、必ず管理人に申し出、所定の手続きをとってください。面会時間は、午前10時から午後6時までです。

12 来訪者の宿泊禁止

来訪者を宿泊させることはできません。

13 男女別階の立ち入り禁止

階ごとに男女分けをしています。男性は女性専用階へ、女性は男性専用階へみだりに立ち入ってははいけません。※一部混合となっている階があります。

14 掲示物

入居者がオリオン寮内で掲示するときは、管理人の許可を受け、指定された掲示板を使用してください。掲示板以外には、掲示しないでください。

15 管理人の指示等

管理人は、職務上、種々の注意や指示をすることがありますので、入居者は、管理人の指示等に従ってください。

1 6 入居者への公示及び連絡

入居者への公示及び連絡等は、掲示によって行いますので、毎日必ずオリオン寮の掲示板を見るように心がけてください。

1 7 「大阪府堺留学生会館オリオン寮入居案内」について

この「入居案内」は、オリオン寮の運営上、必要に応じて適時改訂することがあります。

IV 大阪府堺留学生会館オリオン寮管理要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「この法人」という。）が大阪府から用途を指定して譲渡を受けた「大阪府堺留学生会館オリオン寮」（以下「オリオン寮」という。）の運営、管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理人)

第2条 オリオン寮には、日常の運営管理を行うため管理人を置く。

2 管理人は、この要領に定めるところに従い、入居者に対して日常の運営管理上必要な指示を行うことができる。

第2章 入居・退去及び費用負担

(入居の対象)

第3条 オリオン寮に入居できる者は、学校教育法第1条に定める大阪府内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校及び同法第126条第2項に定める専修学校専門課程及び独立行政法人日本学生支援機構大阪日本語教育センター（以下「大学等」という。）に在籍する単身の外国人留学生（出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する者。）のうち、就学状況及び生活態度が良好でかつ居住場所の確保が困難な者で、在籍する大学等の長が推薦するものとする。

(入居手続き)

第4条 オリオン寮への入居を希望する者は、入居許可申請書（様式1）を指定された期日までに在籍する大学等の長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、大学等の長は、応募した者がオリオン寮の入居対象者としてふさわしいかどうかを審査し、適当と認められる者について取りまとめ、推薦書（様式2）により指定の期日までにこの法人の理事長に提出するものとする。

3 入居の可否はこの法人の理事長が選考のうえ行い、推薦のあった大学等を経由のうえ結果を通知するとともに、入居を許可するものには、居室を指定して入居許可書（様式3）を交付する。

4 入居の許可を受けた者は、入居許可期間の初日から起算して原則、10日以内に入居しなければならない。また、入居の際、入居届（様式4）、誓約書（様式5）をこの法人の理事長に提出しなければならない。

5 申請者の入居が許可された場合は、大学等は入居の許可を受けた者を指導するとともに就学状況等の照会に応ずるものとする。

(保証金)

第4条の2 前条により、入居を許可された者は、第6条により入居後最初に納付する居室使用料に、保証金として、さらに1か月分の居室使用料を加算して納付しなければならない。

(入居期間)

第5条 入居期間は、原則2年以内とする。ただし、オリオン寮の入居状況、入居者の事情を勘案して入居期間を延長することができる。この延長する期間は1年単位とし、最大6年間を限度とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、入居期間延長申請書（様式6）を指定された期日までに在籍する大学等の長に提出するものとする。

3 前項の申請があったときは、大学等の長は、応募した者がオリオン寮の入居期間を延長する対象者としてふさわしいかどうかを審査し、適当と認められる者について取りまとめ、推薦書〔入居期間延長申請用〕（様式7）により、入居期間満了の2か月前までにこの法人の理事長に提出するものとする。

- 4 入居期間延長の許可は、この法人の理事長が選考のうえ行い、推薦のあった大学等を經由のうえ結果を通知するとともに、入居期間延長を許可するものには、居室を指定して入居期間延長許可書（様式8）を交付する。

（居室使用料）

第6条 入居者は、月額 36,000 円を居室使用料として当該月の指定期日までに納付しなければならない。

- 2 月の途中においてオリオン寮に入居した場合は、その月の居室使用料を減額することがある。
- 3 前項と同様に、月の途中においてオリオン寮を退去した場合も、その月の居室使用料の額を、退去日に応じて減額することがある。
- 4 納付済の居室使用料は、返還しない。
- 5 第1項の居室使用料は、著しい物価変動又は公租公課の変動等があった場合には、入居者に対して事前に通知した上、金額を改定することがある。
- 6 第1項の居室使用料を納付すべき指定期日については、災害の発生や急激な社会情勢の変化などにより、または個々の入居者の特段の事情により、猶予することができる。
- 7 第1項の居室使用料については、その確実な納付に努め、この法人の効率的な運営に資するなど特段の事由があるときは、一部を減免することができる。

（水道及びガス使用料金）

第7条 前条第1項に定める居室使用料には、各居室内及び居室階に係る水道使用料金、並びに居室階に係るガス使用料金及び各居室内並びに1階共用部に係る Wi-Fi 使用料を含むものとする。

（入居許可の取消及び退去処分）

第8条 この法人の理事長は、入居の許可を受けた者が、正当な理由なく入居手続きを行わないとき又は提出書類に虚偽の内容があると判明したときは、入居の許可を取り消すことができる。

- 2 この法人の理事長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、退去を命じることができる。
 - (1) 第3条に定める入居資格を喪失したとき
 - (2) 2か月以上居室使用料を滞納したとき
 - (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為をする等、集団生活に適さないと認められたとき
 - (4) 管理運営上著しく支障があると認められたとき
 - (5) 犯罪等反社会的行為の事実が明らかになったとき
 - (6) その他この要領に定める義務を履行しないとき
- 3 前2項の規定により入居許可を取り消された入居者又は退去を命じられた入居者はその処分があった日から1週間以内にオリオン寮を退去しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により入居許可を取り消された場合又は退去を命じられた場合に入居者が被る損失について、この法人は一切の責めを負わない。

（退去の手続き）

第9条 入居者は、オリオン寮を退去しようとするときは、原則として退去日の1か月前までにこの法人の理事長に退去届（様式9）を提出しなければならない。なお、所定の期日までに退去届が提出されない時は、実際の退去日に関わらず、翌月分の居室使用料の全額又は一部を徴収することがある。

- 2 正当な理由なく前項の規定に反し、退去日の1か月前までに退去届を提出しなかった入居者には、第6条第3項の規定は適用しない。
- 3 前条及び前項の規定により退去するときには、管理人に居室の鍵を返還しなければならない。
- 4 入居者は遅くとも退去の日までに退去日の属する月の第6条の居室使用料、及び第1項なお、書きの規定による居室使用料の全額または一部を、その指定の納付期日にかかわらず納付しなければならない。このとき、この法人は入居者の納付に代えて、第4条の2により当該入居者が納

付をした保証金の全部または一部を、これらの居室使用料に充当することができる。

- 5 入居者が第6条に定める居室使用料、及び第1項なお書きに定める居室使用料を納付していない場合、若しくは次条に定める賠償をなさない場合は、この法人は第4条の2により当該入居者が納付をした保証金の全部または一部を、納付していない居室使用料、または当該入居者がなさない賠償に充当することができる。
- 6 前項の措置を行ってなお、入居者に納付していない居室使用料、またはなさない賠償がある場合は、在籍する大学等を通じて、当該入居者に納付していない居室使用料の納付、または賠償を求めることがある。
- 7 入居者が前項の要請に応じない場合は、入居者の在籍する大学等からの入寮を制限することができる。

第3章 施設及び設備の利用保全

(入居者の義務)

第10条 入居者は、オリオン寮内の秩序維持に努め、使用する施設・設備・備品等の取扱いについては、最大の注意を払わなければならない。

- 2 入居者は、故意又は重大な過失により施設・設備・備品等を滅失し、損傷し又は汚損したときは、直ちにこれを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 入居者は、オリオン寮内の快適な共同生活を確保するため、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 来訪者をオリオン寮内の1階以外へ立ち入らせたり、宿泊させないこと
 - (2) 男子は女子の階、女子は男子の階へ立ち入らないこと
 - (3) 犬、猫、小鳥等動物を飼育しないこと
 - (4) 火気の始末、戸締り、消灯に注意すること
 - (5) 騒音等により、他人に迷惑をかけないこと
 - (6) 居室内及び共用施設の清潔、整頓に心がけること
 - (7) 自動車・単車（ミニバイクを除く）を所有しないこと
 - (8) オリオン寮の施設等を使用して商業的行為を一切行わないこと
 - (9) その他オリオン寮の規則及び管理人の指示に従うこと
 - (10) 居室を含む館内では喫煙しないこと

(施設及び設備の保全)

第11条 入居者は、居室その他オリオン寮の保全のため次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと
- (2) 居室を転貸しないこと
- (3) 居室の模様替え及び居室の備付け備品の居室外への持ち出しをしないこと
- (4) 共用施設は、常に良好な状態に保つよう努めること
- (5) その他、施設及び設備の保全に関し管理人がする指示に従うこと

(居室の立入り)

第12条 管理人等この法人の職員は、防災及び備付け備品等の検査のため、入居者立会いのもと居室内に立ち入ることができる。

ただし、火災等非常の場合には、入居者の同意を得ないで居室内に立ち入ることができる。

- 2 消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等点検のため、入居者に対して事前に通知した上、管理人等この法人の職員が立会いのもと点検業者が入居者不在の居室内に立ち入ることができる。

(外泊、旅行及び一時帰国)

第13条 入居者が、旅行又は学年末休暇等で外泊又は一時帰国するときは、事前に管理人に届け出なければならない。

(集会等)

第14条 入居者等が、オリオン寮内において集会又は行事を行うときは、その責任者を定め、事前に管理人に申し出て承認を受けなければならない。

(改廃)

第15条 この管理要領の改廃は、この法人の理事長の決裁を経て行う。

(その他)

第16条 この管理要領に定めのないオリオン寮の使用、管理等に関する事項は、この法人の理事長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、この法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この要領の施行にともない、「大阪府堺留学生会館オリオン寮管理要領」は、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項に定める居室使用料については、令和4年4月以降に新たに入居した者から適用することとし、同年3月20日時点ですでに入居している者については、令和5年1月以降の入居期間に係る居室使用料から適用する。
- 3 この附則の2にいう、令和4年4月以降に新たに入居した者には、令和4年4月以降の入居の許可を得て、同年3月21日から同月31日までの間に、先んじて入居を許された者を含む。
- 4 この附則の2にいう、第6条第1項に定める居室使用料を令和5年1月以降の入居期間に係る居室使用料から適用される者については、その適用までの間、居室使用料を29,000円とする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第6条第3項、第9条第1項なお書き及び同条第2項については、令和5年1月1日より適用し、令和4年12月31日までに退去する者については従前どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。ただし、令和5年2月28日時点ですでに入居している入居者については、従前どおりの取扱いとし、入居期間延長の際、適用するものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

V 大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「この法人」という。）が設置する大阪府堺留学生会館（以下「オリオン寮」という。）のゲストルームの運営に関し必要な事項を定め、この法人がオリオン寮において行う事業の関係者及びオリオン寮に入居している外国人留学生（以下「入居者」という。）の親族の一時的、短期的な利便に資することを目的とする。

(使用資格)

第2条 ゲストルームを使用できる者は、この法人及びオリオン寮の行う事業の関係者又は入居者の親族であって、この法人が許可した者とする。

(使用期間)

第3条 ゲストルーム使用期間は、原則として1週間以内とする。

(使用手続き)

第4条 ゲストルームの使用を希望する者（入居者でその親族の利用を希望する者にあつては、入居者本人）は、使用許可申請書（19 ページ様式）を使用開始の原則として10日前までにこの法人に提出し、許可を受けなければならない。

2 この法人は、使用許可申請が適正なものと認められるときは、申請者に対して使用許可書を交付する。使用許可書は、使用申請書の写しに「申請書記載のとおり許可する」との添え書きをする。（19 ページ様式）

3 ゲストルームの使用にあたっては、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書及びパスポートを管理人に呈示した後、使用料金を現金で管理人に支払ったうえ、部屋の鍵を受け取るものとする。

4 部屋を退出する時は、使用者は、鍵を管理人に返却しなければならない。

5 使用許可書発行後のキャンセルは、使用日3日前までに管理人に申し出なければならない。この期日が守られず、直前のキャンセルが続く場合は、ゲストルームの使用を許可しないことがある。

(使用料金)

第5条 ゲストルームの使用料金は、1名1泊につき3,000円とする。

(使用許可の取消及び退去処分)

第6条 この法人は、許可申請書に虚偽の内容があると判明したときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 この法人は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退去を命じることができる。

- (1) 第2条に定める使用資格を喪失したとき
- (2) 第3条に定める使用期間を超えたとき
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為をする等、集団生活に適さないと認められたとき

3 前2項の規定により使用許可を取り消された者又は退去を命じられた者は、その処分のあった時から、速やかに退去しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により使用許可を取り消された場合又は退去を命じられた場合に使用者が被る損害について、この法人は一切の責めを負わない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、オリオン寮内の秩序維持に努め、使用する施設・設備・備品等の取扱いについては、最大の注意を払わなければならない。

2 使用者は、故意又は重大な過失により施設・設備・備品等を滅失し、損傷し又は汚損したときは、直ちにこれを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

3 使用者は、オリオン寮内の快適な共同生活を確保するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 部外者をゲストルームに宿泊させないこと
- (2) 犬、猫、小鳥等動物を持ち込まないこと
- (3) 火の始末、戸締り、消灯に注意すること
- (4) 騒音等により、他人に迷惑をかけないこと
- (5) 居室内及び共同施設の清潔、整頓に心がけること
- (6) 管理人の指示に従うこと

(施設及び設備の保全)

第8条 使用者は、居室その他オリオン寮の保全のため次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと
- (2) 居室を転貸しないこと
- (3) 居室の模様替え並びに備付け備品の居室外への持ち出しをしないこと
- (4) 居室等の鍵を複製したり、他人に貸したりしないこと
- (5) 共同施設は、常に良好な状態に保つよう務めること
- (6) 居室及び館内では、喫煙しないこと
- (7) その他、施設及び設備の保全に関し管理人の指示に従うこと

(居室の立入り)

第9条 管理人等この法人の職員は、防災及び備付けの備品等の検査のため、使用者立会いのもと室内に立ち入ることができる。ただし、火災等非常の場合には、使用者の同意を得ないで居室内に立ち入ることができる。

(改廃)

第10条 この運営要領の改廃は、この法人の理事長の決裁を経て行う。

(その他)

第11条 この運営要領に定めのないゲストルームの使用、管理等に関する事項はこの法人の事務局長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、この法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この要領の施行にともない、「大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム設置要領」は、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年2月13日から施行する。
- 4 この要領は、令和元年5月24日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(様式) ※

大阪府堺留学生会館オリオン寮ゲストルーム使用申請書

大阪府堺留学生会館 Orion 寮客房使用申請書

Osaka Prefecture Orion International House Application for Guest Room usage

年 月 日

公益財団法人 大阪府国際交流財団 理事長 様

氏 名

姓名

Name

居室番号

房号

Room number

下記のとおり、大阪府堺留学生会館オリオン寮のゲストルームを使用したいので、申請します。

本人申請使用堺留学生会館 Orion 寮的客房。

I wish to use the Orion International House guest room as per instructions listed below.

記

1 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
使用期限 (泊 日)
Period of use (晩 天)
(Night's, Day's)

2 使用者氏名
使用者姓名
Name of individual

(パスポート番号 :)
护照号码
Passport Number

3 使用者住所
使用者地址
Individual's address

4 使用者と申請者との関係
使用者与申請者的关系
Individual's relationship to Orion International House resident

※管理人から要請があれば、使用者はパスポートを呈示することとする。

管理員如有要求、使用者須出示护照。

If the House manager deems it necessary, the individual applying for use may be required to submit their passport.

申請書記載のとおり許可する。

O F I X 年 月 日

公益財団法人 理事長

大阪府国際交流財団

様式集 目次

様式1 入居許可申請書

様式2 推薦書

様式3 入居許可書

様式4 入居届

様式5 誓約書

様式6 入居期間延長申請書

様式7 推薦書〔入居期間延長申請用〕

様式8 入居期間延長許可書

様式9 退去届

入居許可申請書

年 月 日

記入上の注意事項

- 1 日本語で記入すること
- 2 記入は、楷書体で横書きすること
- 3 数字は、算用数字を用いること
- 4 固有名詞はすべて正式名を記入し、省略しないこと

写 真
3cm×4cm
裏に氏名を書
いておくこと

公益財団法人 大阪府国際交流財団 理事長 様

氏 名 (アルファベット又は漢字)

Name

(カタカナ)

署 名

Signature

生年月日

Date of Birth 年 月 日 性別 男 Male
Year Month Day 女 Female

国 籍

Nationality

母国連絡先

Address & Phone Number in Home Country

下記のとおり大阪府堺留学生会館オリオン寮(Orion International House)に入居したいので
申請いたします。

記

1 入居希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 大学等

① 学校名・学部名等

② 在籍予定期間

③ 入学年月・学年

3 現住所

TEL ()

公益財団法人大阪府国際交流財団
理事長 様

学 校 名
学 校 長 名

推 薦 書

当校に在籍する下記の外国人留学生について、「大阪府堺留学生会館オリオン寮」への入居者として適当と認められますので、本人からの申請書を添付のうえ推薦します。

なお、入居決定の後は入居許可者に対し、大阪府堺留学生会館管理要領及び入居者注意事項等の遵守を指導するとともに、就学状況等の照会に応じます。

記

〈男性用・女性用〉 該当項目を○で囲んでください。

No.	氏 名 (フリガナ)	国 籍	入居希望期間	学部・学科名等	※ 年 次
1			年 月 日 ～ 年 月 日		年
2			年 月 日 ～ 年 月 日		年
3			年 月 日 ～ 年 月 日		年
4			年 月 日 ～ 年 月 日		年
5			年 月 日 ～ 年 月 日		年
6			年 月 日 ～ 年 月 日		年
7			年 月 日 ～ 年 月 日		年
8			年 月 日 ～ 年 月 日		年

※ 年次は4月入居の申請については4月1日時点のもの、年度途中の申請する場合は申請日時点のものを記入してください。

※ 推薦書は男女別に作成してください。

※ 本推薦書の有効期間は推薦日から3か月とします。

入 居 許 可 書

氏 名

在籍大学等

入居期間

年 月 日

～

年 月 日

居室番号

号室

上記のとおり「大阪府堺留学生会館オリオン寮 (Orion International House)」への入居を許可します。

年 月 日

公益財団法人 大阪府国際交流財団

理 事 長

入 居 届

年 月 日

公益財団法人 大阪府国際交流財団 理事長 様

氏 名 (アルファベット又は漢字)
Name
(かたかな)

署 名
Signature

下記のとおり入居しましたのでお届けします。

記

- 1 入居年月日 年 月 日
- 2 入居予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 居室番号 号室
- 4 大学等
学校名・学部名等
- 5 携帯電話番号
- 6 e-mail
- 7 写真添付欄 (1 枚を下記に添付し、1 枚を管理人に提出すること。)

※写真は 3 か月以内撮影のものに限る。

写 真

3 cm x 4 cm
裏に氏名を書
いておくこと

誓 約 書

誓約書
Pledge

公益財団法人 大阪府国際交流財団 理事長 様

私は、大阪府堺留学生会館オリオン寮(Orion International House)に入居のうへは、「大阪府堺留学生会館オリオン寮管理要領」に定められた事項を遵守するとともに、オリオン寮の行事等に積極的に参加することを誓います。

なお、万一これを履行しない場合は、入居期間中に退去させられても不服は申しません。

本人入住大阪府堺留学生会館 Orion 寮后、将遵守「大阪府堺留学生会館 Orion 寮管理要領」及「入住人員注意事項」等各项規定、并积极参加会館的各種活動。

在入住期限内、本人如未履行上述事宜、願服从退房处分。

I hereby acknowledge to abide by all rules and regulations stipulated in relation to my acceptance as a resident in the Osaka Prefecture Orion International House, and to enthusiastically participate in events and other occasions held within the House. I also acknowledge that should I fail to abide by all guidelines laid down by House management, my residence may be terminated without recourse.

____ 年 ____ 月 ____ 日

氏 名

(アルファベット又は漢字) _____

Name

(カタカナ) _____

署 名

Signature _____

入居期間延長申請書

_____年 ____月 ____日

公益財団法人 大阪府国際交流財団

理事長 様

氏 名 (アルファベット又は漢字) _____
Name (カタカナ) _____

署 名 _____
Signature _____

下記のとおり大阪府堺留学生会館オリオン寮 (Orion International House) の入居期間の延長を申請します。

記

- 1 居室番号 _____ 号室
- 2 入居を許可されている期間
_____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日
- 3 延長を希望する期間
_____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日
- 4 延長を必要とする理由

年 月 日

公益財団法人大阪府国際交流財団
理事長 様学 校 名
学 校 長 名

印

推 薦 書 [入居期間延長申請用]

当校に在籍する下記の外国人留学生について、「大阪府堺留学生会館オリオン寮」の入居期間を延長する者として適当と認められますので、本人からの申請書を添付のうえ推薦します。

なお、延長許可決定の後は入居延長許可者に対し、大阪府堺留学生会館管理要領及び入居者注意事項等の遵守を指導するとともに、就学状況等の照会に応じます。

記

〈男性用・女性用〉 該当項目を○で囲んでください。

No.	氏 名 (フリガナ)	性別	国 籍	入居許可期間	入居延長を 希望する期間	学部・ 学科名等	年次
1				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
2				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
3				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
4				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
5				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
6				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
7				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年
8				年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		年

入居期間延長許可書

氏 名

在 籍 大 学 等

入居の延長を許可する期間

年 月 日 ~ 年 月 日

居室番号

号室

上記のとおり「大阪府堺留学生会館オリオン寮 (Orion International House)」の入居期間の延長を許可します。

年 月 日

公益財団法人 大阪府国際交流財団

理 事 長

退 去 届

年 月 日

公益財団法人大阪府国際交流財団 理事長 様

氏 名 (アルファベット又は漢字)

Name

(カタカナ)

署 名

Signature

下記のとおり大阪府堺留学生会館オリオン寮 (Orion International House) を退去しますのでお届けします。(本人申請退出大阪府堺留学生会館 Orion 寮。)

I wish to apply for termination of my residence as per instructions listed below

記

1 居室番号

房号

Room number

号室

2 退去期日

退房日期

Termination date

年 月 日

3 入居許可期間の最終日

入住批准期限的到期日

Current period for permission of residence

年 月 日

4 退去の理由

退房理由

Reason for termination

☐ 入居期間満了のため

因入住期限期满

Permission for residence period has been reached

☐ その他 (具体的に記入してください。)

其他 (请填入具体理由) Other (please be specific)

5 退去後の連絡先

退房后的联络地址

Contact details following termination

〒

-

TEL

()